

(案3)

造林・保安林総合改良整備事業請負契約書

- 1 事業名 造林・保安林総合改良整備事業(坂瀬山16は1林小班外13 本数調整伐A外4)
- 2 事業場所 愛媛県上浮穴郡久万高原町笠方 坂瀬山国有林16林班は1小班外13
- 3 事業量 別紙事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和7年1月31日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也)
〔注〕（ ）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
○	部分払	2回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品 名	品 質 規 格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日

8 特約事項

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者（甲）住所 愛媛県松山市朝美2丁目6番32号
氏名 分任支出負担行為担当官
愛媛森林管理署長 藤平 康則 印

請負者（乙）住所
氏名

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

事業内訳書

記入番号	作業種	国有林名	林小班	面積 (数量)	単位	樹種・本数			事業期間
						スギ	ヒノキ	計	
1	本数調整伐A	坂瀬山	16は1	4.11	ha	31% 325本	31% 575本		自 契約日の翌日 至 令和7年1月31日
2	本数調整伐A	坂瀬山	16は2	1.91	ha	31% 325本	31% 575本		自 契約日の翌日 至 令和7年1月31日
3	本数調整伐A	坂瀬山	16る	0.36	ha		29% 400本		自 契約日の翌日 至 令和7年1月31日
4	本数調整伐A	坂瀬山	18は3	1.48	ha	31% 625本			自 契約日の翌日 至 令和7年1月31日
5	本数調整伐A	坂瀬山	18は4	1.94	ha	31% 625本			自 契約日の翌日 至 令和7年1月31日
	計			9.80	ha				
6	下刈 防護柵点検簡易補修	行長山	40は1	5.04 1.40	ha km				自 別途協議 至 令和7年1月31日 筋刈
7	下刈 防護柵点検簡易補修	狼ヶ城山	42わ1	3.89 1.00	ha km				自 別途協議 至 令和7年1月31日 全刈
8	下刈 防護柵点検簡易補修	狼ヶ城山	43は	10.50 2.10	ha km				自 別途協議 至 令和7年1月31日 全刈
9	下刈 防護柵点検簡易補修	小田深山	62わ31	3.79 0.90	ha km				自 別途協議 至 令和7年1月31日 筋刈
10	下刈 防護柵点検簡易補修	小田深山	66ろ1	3.25 1.55	ha km				自 別途協議 至 令和7年1月31日 筋刈
11	下刈	小田深山	66わ1	4.25	ha				自 別途協議 至 令和7年1月31日 全刈
12	下刈 防護柵点検簡易補修	小田深山	71は	2.61 0.90	ha km				自 別途協議 至 令和7年1月31日 筋刈
13	下刈 防護柵点検簡易補修	笛ヶ峰山	1040は	4.59 1.35	ha km				自 別途協議 至 令和7年1月31日 全刈
	計			37.92 9.20	ha km				
14	補植	行長山	40は1	4.62	ha	4,620本			自 契約日の翌日 至 令和7年1月31日
15	除伐2類	小田深山	52は21	3.37	ha		22% 675本		自 契約日の翌日 至 令和7年1月31日

1. 本数伐採率は実地調査(収穫調査)の本数伐採率とする。

2. 樹種・本数欄は、新植、改植、補植等は(本)、除伐2類、保育間伐、本数調整伐については、上段はha当たりの本数伐採率(%)、下段はha当たりの目安伐採本数(本)である。

特　　記　　仕　　様　　書

1. 請負者は、別紙の技術提案については、確実に履行すること。なお、技術等にかかる提案が履行できなかった場合で、再度事業の実施が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償請求を行うことがある。
2. 事業完了後における検査の「合否」の判断については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した図面及び仕様書に基づき適切に実施されており、かつ検査要領に定める基準に適合している場合には「合格」とする。ただし、事業完了後の検査の際の確認において、請負者の責により、技術提案の履行状況が記載内容を満たすものでない場合は、満たさない評価項目ごとに、事業成績評定の点数を3点づつ減ずることとする。

(造請一 3)

植付作業仕様書（コンテナ苗植栽）

植付作業については、造林事業請負標準仕様書第28条によるほか次のとおりとする。

- 1 現地において表示または、指示した区域に指定した樹種、規格の苗木を次の基準により植付けるものとする。
 - (1) 植付本数 ha当たり 1,000 本
 - (2) 植穴の大きさは、植え付けするコンテナ苗の形状を考慮し、根鉢と土壤が密着する大きさとし、深さについては地表面より根鉢上面が2cm程度深くなる深さとする。
- 2 前項基準に基づく植付地点が伐根、石礫、岩盤等により植付が困難な場合は、苗間方向に植付地点を移動するものとする。
- 3 植付地点を中心として四方の落葉、雑草等の地被物を取り除き、第1項の大きさの植穴を掘る。この場合、植穴の中に落葉その他、地被物が混入しないよう注意すること。
- 4 植付は、植穴の最深部及び側面に隙間が生じないよう土を入れるなどの処置を講じ、地表面より2cm程度深く垂直に植付けること。
- 5 植付け時は根鉢が損壊することのないよう注意し、簡単に抜けることないように適度に踏み固めること。
- 6 地表部は、根鉢が乾燥しないよう除去した地被物を苗木周辺に被覆すること。
- 7 苗木の移動や運搬または、植付の際は、根鉢を崩さないよう、また乾燥させないように注意すること。
- 8 苗木を保管する場合は、立てて寄せて並べ、地面に直置きせずに、シート等の上に置き、高温環境、直射日光を避け、必要に応じシート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について充分な措置を講ずること。
- 9 植付地までの苗木運搬は、当日植付の必要量のみにとどめ植え残り苗ができた場合は、前項と同様に取り扱うこと。
- 10 請負者は別に定める苗木受払簿又は材料使用日誌を記録し、監督職員から要求があった場合は、提示するとともに作業完了後、発注者に提出すること。
- 11 この仕様書により難いことが生じたときは、監督職員に申し出て、その指示によること。

(造請－14)

補植作業仕様書

- 1 作業地は現地において、発注者が指示した区域とする。
- 2 補植位置は、原則として枯損木跡とするが、枯損の原因が植付地点の土地条件によるものと考えられる場合は、苗間方向に移動するものとする。
- 3 植付方法については、植付作業仕様書による。
- 4 請負者は別に定める植付日誌を記録し、監督職員から要求があった場合は提示するとともに作業終了後、発注者に提出すること。

(造請－17)

下刈作業仕様書

下刈作業については、造林事業請負標準仕様書第30条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は現地において、発注者が指示した区域とする。
- 2 施工方法等については、事業内訳書及び次のとおりとする。
 - ア 全刈りは区域内に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを受け、植筋については樹高の1/3以下、置筋については1/2以下に刈り払うものとする。
 - イ 筋刈りは植筋に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを受け、樹高の1/3以下に刈り払うものとする。
- 3 植栽木に巻きついている蔓茎類は、すべて根元から切り離し、植栽木の生育に支障のあるものは取り除くこと。
- 4 刈払いに際しては、特に植栽木の梢頭部を損傷しないよう注意し倒伏もしくは土砂に埋れたもの等があるときは、適宜の処置を講ずること。
- 5 刈払いした雑草木竹類は、植栽木の障害にならないよう処理すること。
- 6 契約約款第32条及び第38条による検査の結果、植栽木の損傷が次の許容損傷率を超えた場合は、発注者は請負者に対して損害賠償の請求をすることができるものとし、その額は、発注者が別に定める賠償基準により算定した額によるものとする。

経過年	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内
許容損傷率	5%	4%	3%	2%	1%

- 7 作業中に獣害防護ネット等を切断・破損した場合は同等品程度の部材で補修すること。

防護柵点検・簡易補修仕様書（下刈作業時）

（作業の定義等）

1. 下刈作業時において、既に防護柵（防護ネット）を設置している箇所を請負者が「点検」、「簡易補修」を行うことにより効率的・効果的な獣害対策を図ることを目的とする。

（作業要領）

2. 具体的な報告の内容については、以下のとおりとする。
 - (1) 請負者は、下刈作業の区域に設置している防護柵（全周囲）について、徒歩により巡回点検を行う。
 - (2) 巡視点検により補修が必要な箇所（傾斜した支柱の復元、ロープの張替え及び張り具合の調整、破損箇所の部分補修、アンカー杭の補修等）の簡易な補修。
 - シカ防護柵の支柱、ネット、張りロープ、押さえロープ等の外観をシカ防護柵設置仕様書及び定規図を参考に目視により観察し、異常の有無、損傷の状況等を確認する。
 - (3) 大きな補修箇所（簡易な補修では対応できない破損箇所等）の確認。

なお、補修に係る資材については、発注者が請負者に支給する。

（報告）

3. 報告については、以下のとおりとする。
 - (1) 損傷箇所及び補修箇所等については、様式1により報告するとともに、事業図に損傷箇所等を記載したものを様式1に添付し、監督職員に下刈完了時に提出すること。
 - 補修箇所は実施した補修内容及び補修前・後の写真を撮影し添付すること。
 - (2) 異常がない場合についても、その旨を記載し、様式1により監督職員に提出すること

（その他）

4. 下刈作業時に防護柵を損傷させた場合には、請負者が同等品程度の部材で補修する。

防護柵点検・補修表

国有林名	林小班	点検実施日	点検者
		点検実施日	点検者

全周	延長 (m)
----	--------

【記載方法等】

1. 破損原因、補修内容については、以下により記載すること。

○破損原因

○補修內容

破れ

補修

穴あき

交換

シカ絡まり

その他（具体的に）

支柱倒れ

支柱折れ

□-フ切れ

その他（具体的に

2. 破損原因が複数の場合は、主の原因を記載する。
3. 「①」は補修箇所、「②」は大きな破損箇所。

(造請－23)

本数調整伐 A 作業仕様書（未選木林分）

- 1 作業地は、現地において発注者の指示した区域とする。
- 2 本数調整伐 A の対象木を標示していない場合は、存置しても価値の向上が期待できない損傷木、曲がり木、二股木等の形質不良木等から選木伐採するものとし、標準地又は類似林分の選木状況に準じ、対象木を選木しなければならない。
なお、造林木の生長を阻害しているもの及び造林木の生長を阻害する恐れのある雑木類は本数調整伐 A の対象とする。
- 3 造林木の生育に支障のない広葉樹等の侵入木は保存すること。
- 4 本数調整伐 A の選木に当たっては、残存木の樹冠配置を考慮し、林分を著しく阻害することのないように留意すること。
- 5 本数調整伐 A の伐採高は、1.2m 以内とする。
- 6 伐倒する場合は、必要に応じて受口を切り、努めて横方向に伐倒するものとし、伐倒木の滑落及び他の造林木を損傷しないよう留意する。
- 7 選木伐採本数の伐採率の許容範囲は、事業内訳書に記載の本数伐採率プラス 10% とする。
- 8 伐倒木は、残存木に伐りかけたまま放置することなく、地面に引き落とし、等高線に平行に存置することとする。また、必要に応じて樹幹から枝条を切り払い、樹幹を玉切りし、後続作業の支障とならないよう処理すること。
- 9 造林木に巻きついている蔓茎類は、根元から切り離しておくこととする。
- 10 この仕様書により難い場合は、あらかじめ監督職員の指示によることとする。